令和５年度の地区別レクリエーション事業の実施について

令和２年度～４年度は、新型コロナ感染拡大防止の観点から各年度限りの取扱いとして、各所属所ごとの実施（分散実施）についても認めてきたところですが、今後も次のとおり、引き続き分散実施についても、可として取扱います。

本事業については、多くの教職員等と親睦を深め、志気の高揚を図ることも目的の一つであることから、一堂に会して実施することを原則としますが、一方で、各学校の繁忙化などにより、日程調整や会場確保の困難化、参加者の減少等の課題が見られることから、これらの課題解消の一助として、分散実施についても可として取扱いを変更するものです。

【地区別レクリエーション事業の目的】（別添資料 P1「地区別レク・・・実施について ２）

この事業は、同一市町村内の公立学校職員等が一堂に会し、職員の元気回復及び親睦を深め志気の高揚を図るとともに、職務能率の増進に資することを目的としています。
＊一堂に会しての実施を原則としますが、難しい場合は、所属所ごとの分散実施も可とします。

【地区別レクリエーション事業の内容】

各種スポーツをはじめ、芸術文化（文化展、美術展等）及び娯楽等（囲碁、将棋、百人一首、そば打ち体験等）の事業実施を想定しています。
ウォーキングや散策会、映画鑑賞、ゲーム大会、ビンゴゲーム等も可としています。

（＊所属所単位であっても一堂に会すことが難しい場合は、個人で参加できる文化展、美術展やレジャー施設等の入場券、利用券等の配付も認めます。）

◎ 皆さまの元気回復、リフレッシュなど、無理のない内容についてご検討ください。

【分散実施に係る計画書等記入例】　（令和２年度～令和４年度と同じ）

分散開催とするばあいは、
計画書、報告書及び実施要項の「会場」また「実施期日」については、一覧表を添付するなどしてください。

（計画書　記入例）

別記様式１

令和５年度地区別レクリエーション事業計画書

令和５年○月○日

（中　略）

事業名	実施期日	会　場	実施種目	参加予定数		
				会　員	非会員	計
○○町教職員レクリエーション	令和5年７月～令和5年12月	分散実施 別紙一覧表のとおり	室内ゲーム	77	3	80

（上の計画書に添付する一覧表の例）

○○町教職員レクリエーション 分散実施一覧

実施種目	実施期日	所属所名	会　場
室内ゲーム	令和5年 7月15日	○○小学校	体育館
	令和5年 8月 4日	○△小学校	体育館
	令和5年 8月19日	○○中学校	柔道室
		（中　略）	
	令和5年12月予定	△△中学校	体育館

※上の表は一例です。会場を学校内として、所属所名と会場の項目をまとめるなど各自で工夫してください。

（注意）分散実施は、道立学校に認めている単独実施とは異なります。
例年、単独実施をしている道立学校については、例年と同様の手続きをしてください。

地区レク事業　事務処理の流れと留意点

5月下旬

事業実施・負担金の通知

・今年度の事業実施内容と負担金額をお知らせします。
・負担金は、5月1日現在の会員数に1人当たり1,000円を乗じた額になります。

↓

事業計画の作成

・推進委員会、教育委員会、道立高校の三者による打合せ会議等を開催して作成してください。
※事業計画は遅くとも年内(12月末まで)には作成してください。
事業を中止する判断も年内を目処に行ってください。

↓

事業計画書の提出

・原則事業実施の１か月前に互助会へ郵送してください。
分散実施の場合、最初に実施する学校の１か月前になります。(次ページからの質疑応答集もご覧ください。)
・提出書類は、次のとおりです。

事業計画書(別記様式１)(収支予算状況を含む)
負担金請求書(別記様式３)
実施要項、大会役員名簿

※事業を計画せずに中止する場合は「中止報告書」を忘れずに互助会に郵送してください。

↓

内容審査・負担金送金

事業計画書を送付いただけば、
・内容審査のうえ、負担金の交付を決定し、交付の通知をお送りします。
・負担金は、計画書を受領してから２週間程度で送金します。送金日は原則、10日、20日、末日になります。

↓

事業の実施

・推進委員会、教育委員会、道立高校の共催により事業を実施してください。

↓

監事の監査

・全ての事業が終了したら、推進委員会は経費の精算をし、監事の監査を受けてください。監事は「監査報告書」を作成し、推進委員会に報告してください。

↓

事業実績報告書の提出

・事業終了後、30日以内(3月31日を限度)に互助会へ郵送してください。
・提出書類は、次のとおりです。

事業実施報告書(別記様式２)(収支決算状況を含む)
監査報告書の写し(原本は推進委員会保管)
※内容に変更があった場合の変更後の実施要項等、計画書提出時に未定の部分があった場合の分散実施一覧等も併せて提出してください。

↓

内容審査

負担金の残額が１万円以内のとき

↓

終　了

(互助会からの通知等はありません。)

負担金の残額が１万円を超えるとき

返納の通知及び納付書を郵送

↓

期日までに返納

可能な限り年内を目処に事業を執行されるようお願いします

3月

凡例　□：互助会が行う事務　□：推進委員会が行う事務

※「地区別レクリエーション事業実施関係資料（抜粋）」のP.1～P.2と併せてご確認ください。

※ 文中の「推進委員会」は、各市町村互助会推進委員会を省略して記載しています。
団体の場合は、推進委員会を団体に読み替えてください。(計画・実施は団体のみで行ってください。)

地区レク事業　質疑応答集（抜粋Ver）

この質疑応答集は、令和５年度に想定される質疑応答について掲載しています。

質　　問	回　　答
（計画・立案等）	**（計画・立案等）**
① 令和５年度も状況的に計画が難しい。 今年度分の負担金を次年度に繰り越しして、次年度にまとめて計画しても良いか。	① 地区別レクリエーション事業は年度ごと実施していただくことになっており、実施後の負担金の残額（１万円以内）については次年度に繰り越しできますが、実施せずに負担金のみを繰り越すことはできません。
② 地区別レクリエーションを計画せずに中止して良いか。また、手続きはどうなるのか。	② 事業の実施形態、内容などは可能な限り事務局の負担が少なくなるよう見直しを行っておりますので、中止決定の前に、今一度実施に向けて前向きにご検討ください。 再度検討の結果、実施が困難であり中止とする場合は、推進委員会委員長（団体の場合は団体の長）名で互助会に報告してください。（報告書のひな形「計画前に中止する場合の報告書」を互助会ホームページに掲載していますのでご使用ください。また、報告書に押印いただく印鑑は推進委員会の場合、推進委員会又は推進委員会委員長の印になります。無い場合は推進委員長の私印を押印してください。 ※負担金受領後の中止については、下の（負担金）の①をご覧ください。
③ 事業実施の判断が付かない状況である。 最長でどのくらいまでに実施の判断をしたら良いか。	③ 負担金は、計画書等を受領後、２週間程度で送金になります。事業実施前に負担金を受け取っていただくことになりますので、年度内に事業を実施するためには令和5年12月までには実施の可否判断をしてください。 ※次ページの（事業計画書等）の①もご覧ください。
（負担金）	**（負担金）**
① 負担金を受領し、参加賞を購入するなど実施の準備をすすめていたが、レクリエーション事業の全部を中止せざるを得なくなった。 負担金の処理はどうなるのか。また、参加賞についてはどうしたら良いか。	① 事業実施報告書に中止の経緯や収支決算状況を記載し、監査報告書の写しを添付して互助会に提出してください。収支の残額が１万円を超える場合は、その全額を返納していただくことになります。購入済の参加賞については、やむを得ない事情ですので、参加予定だった方に配付して差し支えありません。
（分散実施と単独実施）	**（分散実施と単独実施）**
① 分散実施と単独実施の違いは何ですか。 また、事務処理はどう違いますか。	① 分散実施は、原則、同じ会場に集合して実施するレクリエーションを各所属所単位で実施するものです。この場合であっても事業計画書及び事業実施報告書は推進委員会で一括して作成してください。 単独実施は、従前から道立学校に認めている形態です。所属所単位での実施は変わりませんが、単独実施校において事業計画書、実施要項及び実施報告書を作成し、推進委員会に提出するなどの事務処理が必要になります。 ※互助会ホームページ掲載の「質疑応答集：２単独実施について⑤」「記載例：記載例②」をご覧ください。

質　　問	回　　答
（事業計画書、事業実施報告書等）	**（事業計画書、事業実施報告書等）**
① しばらくは計画を立てられない状況であるが、事業計画書の提出期限はあるか。 　また、計画書を提出してから送金までの日数はどのくらいかかるのか。	① 事業計画書は、原則として、事業実施の1か月前までに提出していただくこととしています。 　また、互助会の送金日は、月３回、10日・20日・月末を目安としています。原則概算払で、書類に不備がなければ２週間程度で指定の口座に送金できます。（送金を急ぐ場合は予め互助会に相談してください。） ※前ページの（計画・立案等）の③に記載のとおり、令和5年12月までには実施の判断をし遅くとも令和6年１月中に計画書を提出してください。
② レクリエーションを分散で実施するが、既に中止を決定した学校がある場合、事業計画書等はどうしたら良いか。	② 全部の所属所での実施が望ましいですが、どうしてもできない所属所がある場合は、事業計画書に記載または添付する分散実施の一覧表にその旨を記載し、中止となった所属所の会員数分を差し引いて負担金を請求してください。 ※所属所ごとの会員数がわからない場合は互助会にお知らせください。 (参考) 中止にするか迷っている所属所がある場合は、計画書の分散実施の一覧表は未定として負担金をいったん受け取ってください。中止となった場合は事業実施報告書提出時にその旨を報告し、当該所属所分の負担金を返金してください。
③ 分散実施で実施内容等は各学校に任せているが事業計画書に実施要項、大会役員名簿の添付は必要か。	③ 分散実施であっても実施要項は推進委員会でまとめたものを必ず添付してください。（各所属所それぞれの実施要項の添付は不要です。） 　大会役員名簿も推進委員会全体のものを添付してください。
④ 分散実施とするが、各学校の実施内容等が確定しない。決定している学校は３週間後に実施を予定しており、負担金を早く受け取りたいが事業計画書等はどうしたら良いか。	④ 最初に実施する学校を基本に事業計画書を作成してください。その時点で実施期日や実施内容が確定していない学校については、未定で提出いただき、事業報告時に分散実施の一覧にて実施期日と実施内容をお知らせください。
⑤ 事業計画書で提出した時期に事業の実施ができず延期したがその場合はどうしたら良いか。	⑤ 互助会に延期時期について電話でお知らせください。（書類等の提出は不要です。）
⑥ レクリエーションの実施時期を令和５年３月としているが、事業実施報告書はいつまでに提出したら良いか。	⑥ 事業実施報告書は、原則として年度内、令和５年３月３１日までに互助会に届くように提出してください。 　監査等、実施後の事務処理等を考えると、３月中旬にはレクリエーションの実施を終えてください。 　やむを得ず、実施が３月下旬となり報告書の提出が年度を超えそうな場合には予め互助会に電話でお知らせください。

掲載以外の質問については、互助会ホームページ内の質疑応答集に回答がある場合がありますのでご確認ください。

●質疑応答集等実施関係資料・各種様式は、互助会ホームページから！！
　互助会ホームページ(http://www.hkkg.or.jp/)→事業の概要→現職会員事業→福祉事業→地区別レクリエーション
●その他ご不明な点等の問い合わせ
　文化福祉グループ　担当　宮岡　☎ 011-211-6072（直通）